

指定代理納付者による歳入の納付に係る契約書

箕面市上下水道局（以下「甲」という。）と▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲（以下「乙」という。）とは、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項に定める方法による歳入の納付（以下「代理納付」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、水道料金、水道メーター使用料及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）の納入義務者（以下「納入義務者」という。）が甲に対して納付すべき上下水道料金を、乙に継続的に代理納付させることを甲に申し出て、甲がこれを承認した場合において、乙が指定代理納付者として甲に納入義務者に係る上下水道料金を納付するために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（代理納付事務）

甲は、次の各号に定める上下水道料金の代理納付に係る事務（以下「代理納付事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 甲に代わって納入義務者からの上下水道料金の代理納付の申出を受け付けること（第 4 条）
- (2) 代理納付を申し出て、甲がこれを承認した納入義務者が支払うべき上下水道料金を、甲に代理納付すること（第 5 条）

第 3 条（使用可能なクレジットカードの範囲）

1. 乙は、代理納付にあたり納入義務者において使用可能なクレジットカードを甲に通知する。
2. 乙は、使用可能なクレジットカードを変更する場合は当該変更の内容を甲に通知する。

第 4 条（代理納付の申出の受付）

1. 甲は、別途両者の定める期日までに、甲に対して代理納付の申出を行う可能性のある納入義務者に関する使用者番号等のデータ（以下「代理納付対象データ」という。）を乙に送付する。代理納付対象データの詳細は、両者協議の上定めるものとする。
2. 乙は、乙が運営するウェブサイトにおいて、納入義務者から代理納付の申出を受け付ける。
3. 代理納付の申出の内容が代理納付対象データに合致しない場合又は乙所定の確認を行った結果当該内容に問題が発見された場合、乙は代理納付の申出を受け付けない。
4. 納入義務者が乙に対して上下水道料金を納付させることを甲に申し出ることのできる期間は、第 21 条に定める契約期間と同期間とし、本契約の終了後に乙に対して納

入義務者から代理納付の申出があった場合は、乙は速やかに甲に通知するものとし、当該申出を受け付けない。

5. 乙は、甲に代わって納入義務者から代理納付の申出を受け付けるにあたり、乙所定の利用規約（プライバシーポリシーを含む。）などの諸条件を明示する。

第5条（甲への上下水道料金の納付）

1. 乙は、前条に基づき納入義務者から代理納付の申出を受け付けた日の2営業日以内に、乙が受け付けた代理納付の申出に係る情報（以下「代理納付受付データ」という。）を甲に送付する。代理納付受付データの詳細は、両者協議の上定めるものとする。
2. 甲は、上下水道料金の代理納付の申出を行った納入義務者の支払うべき上下水道料金について、当該申出を承認するか否かを確認する。当該確認の結果、これを承認する場合は、当該申出を行った納入義務者に請求する上下水道料金に係る情報（以下「甲請求データ」という。）を、別途両者の定める期日までに、乙に送付する。
3. 乙は、甲請求データに基づき乙と、乙がウェブサイト上で提供する代理納付のサービスについてクレジットカード決済に関する契約を締結しているクレジットカード会社（以下「乙の提携会社」という。）に対する与信照会を含む所定の確認を行い、甲請求データの受領後3営業日以内に、当該確認の結果に関するデータを甲に送付する。
4. 乙は、前項の確認の結果問題が発見されなかったときは、甲請求データに基づき、代理納付の申出に係る上下水道料金に係る金額を、次の各号に定める日までに甲指定の金融機関口座への振込により代理納付する。
 - (1) 毎月1日から15日までに売上確定処理（乙の提携会社において代理納付の申出に係る上下水道料金について乙への立替払が承認されることをいう。以下同じ。）がなされたものは当月末日の前金融機関営業日。ただし、当月末日が金融機関の休業日の場合においては、当月末日の前々金融機関営業日とする。
 - (2) 毎月16日から末日までに売上確定処理がなされたものは翌月15日の前金融機関営業日
5. 第2項の代理納付の申出の承認は、当該申出に係る上下水道料金について前項各号の売上確定処理がなされた時に、その効力を生ずるものとする。
6. 甲は、代理納付が行われた後に、金額の誤り、変更等により還付金等が発生した場合には、当該還付金等に係る納入義務者に直接還付金等を支払う。

第6条（代理納付事務の中止又は停止）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、あらかじめその旨を甲に通知することにより、代理納付事務を中止又は停止することができる。
 - (1) 代理納付事務の履行の際に用いるシステムの保守を行う必要があると乙が判断した場合

- (2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信回線設備の事故、通信事業者の債務不履行又は緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他乙の責めに帰することができない事由により、代理納付事務の全部又は一部の履行が困難となった場合
 - (3) その他、乙が提供しているサービスの運用上又は技術上、代理納付事務を中止又は停止する必要があると乙が判断した場合
2. 乙は、緊急やむを得ない事由がある場合には、甲に事前に通知することなく代理納付事務を中止又は停止することができる。
 3. 乙は、第 1 項各号のいずれか又は緊急やむを得ない事由に起因して発生した甲、当該納入義務者その他第三者に生じた損害について補償する責任を一切負わないものとする。

第 7 条 (利用料等の支払)

1. 甲は、本契約に基づき乙が代理納付事務を履行した場合、乙に対して、次の各号の費用、利用料及び処理料（以下「利用料等」という。）を支払うものとする。
 - (1) 導入費用 金▲▲▲▲▲▲円（税別）（1 回限り）
 - (2) 基本利用料 1 か月あたり金▲▲▲▲▲▲円（税別）
 - (3) 代理納付システム利用料 代理納付 1 件につき、乙が納付すべき金額に▲▲▲▲▲▲を乗じた金額（税別。1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
 - (4) 登録処理料 乙が受け付けた代理納付の申出の件数に▲▲▲▲▲▲円を乗じて得た金額（税別）
 - (5) 請求データ処理料 乙が第 5 条第 3 項に定める所定の確認を行った甲請求データの件数に▲▲▲▲▲▲円を乗じて得た金額（税別）
2. 乙は、利用料等を毎月末日締めで 1 か月分を取りまとめ、甲に請求するものとする。
3. 乙は、利用料等のうち、導入費用及び収納対象追加費用については、本契約開始月末日締めで甲に請求するものとし、代理納付システム利用料及び請求データ処理料については、第 5 条第 4 項各号の売上確定処理がなされた日の属する月の末日締めで甲に請求するものとする。
4. 甲は、乙の請求書を受け取った日から 30 日以内に、利用料等の額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を別紙の定めに従い加算した合計額を、乙指定銀行口座に振り込み支払うものとする。振込手数料等の支払に掛かる費用は、甲が負担するものとする。

第 8 条 (契約保証金の免除)

甲は、乙に対し、本契約に係る契約保証金の納付を免除する。

第9条（問い合わせ及び苦情対応）

1. 甲は、納入義務者その他第三者からの上下水道料金の内容又は払込票、請求書若しくは領収書等の内容又は発行に関する問い合わせ、苦情等について対応するための問い合わせ窓口を、乙は、納入義務者その他第三者からの乙の提供するシステムの操作等に関する問い合わせ、苦情等について対応するための問い合わせ窓口を設け、当該問い合わせ及び苦情等について受付後速やかに対応するものとする。
2. 甲及び乙は、前項に当てはまらない問い合わせ、苦情等については両者協力してこれを解決するものとする。
3. 甲及び乙は、第1項の規定により各々が設置する問い合わせ窓口に寄せられた問い合わせ、苦情等のうち、相手方に起因するものであると判断したものについては、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第10条（上下水道料金に関する督促等）

納入義務者に対する上下水道料金の内容に関する説明、当該上下水道料金の支払の請求、払込票、請求書又は領収書等の発行及び入金督促等の納入義務者との折衝は、甲が行うものとし、乙は、これらの行為を一切行ってはならない。

第11条（代理納付申出の取消処理）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理納付の申出の取消処理（以下「取消処理」という。）を行う。
 - (1) 乙が納入義務者から乙所定の手続により代理納付の申出を取り消す旨の申出を受け付けた場合
 - (2) 乙が甲から代理納付の申出につき取消処理の依頼を受け付けた場合
 - (3) 乙が第5条第3項に定める所定の確認の結果、代理納付の申出の際に使用されたクレジットカードの使用を認めない場合
 - (4) 乙が甲から納入義務者に係る甲請求データを最後に受領してから別途乙が定める一定期間を経過しても、当該納入義務者に係る新規の甲請求データが甲から送付されない場合
2. 乙は、取消処理を行った場合、取消処理を行った日から2営業日以内に、取消処理に係る情報（その詳細は乙が指定するものとする。）を甲に送付する。
3. 乙は、取消処理を行った日以降は、当該取消処理を行った申出に係る納入義務者の上下水道料金について、代理納付を行わないものとする。ただし、その日以降に、当該納入義務者が再度代理納付の申出を行った場合には、第4条以下の手続に従って取り扱うものとする。
4. 乙は、第5条第5項により代理納付の申出の承認が効力を生じた後は、第1項第1号

の取消しの申出を受け付けない。

第 12 条（代理納付を行わない場合等）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合であって、該当事項が乙による代理納付の実施前に発生又は判明したときは、乙は、甲に対し該当事項に係る代理納付を行わないものとする。
 - (1) 納入義務者から代理納付の申出があった上下水道料金に関して甲から提供された代理納付対象データが正当なものでないこと、その内容が不実又は不備であること等有効なデータではないと認められた場合
 - (2) 代理納付の申出の際に使用されたクレジットカードの名義人（以下「カード名義人」という。）から、当該クレジットカードを使用して代理納付の申出を行っていない旨の申告があった場合
 - (3) 甲が本契約に違反して乙がその是正を求めたにもかかわらずこれに応じない場合
2. 次の各号のいずれかに該当する場合であって、該当事項が乙による代理納付の実施後に発生又は判明したときは、甲は乙に対し速やかに該当事項に係り代理納付された金銭を返還するものとする。
 - (1) 前項各号に該当する場合
 - (2) 乙の提携会社が、倒産等の理由により、乙が第 5 条第 4 項に基づき代理納付した日から 2 営業日以内に、乙に対して立替金を支払わない場合
3. 前項に該当し、甲が乙に対し代理納付された金銭を返還する場合、乙はまずその旨を甲に報告するものとし、甲による乙への当該金銭の返還までの間、甲乙ともに必要な措置を講ずる。

第 13 条（納付情報等の保管等）

1. 乙は、代理納付事務の履行にあたり作成し、又は受領した一切の情報及び資料（以下総称して「納付情報等」という。）を善良な管理者の注意のもとに保管しなければならない。
2. 乙は、あらかじめ甲が承諾した場合を除き、納付情報等を代理納付事務の履行以外の目的に使用してはならない。
3. 乙は、納付情報等のうち代理納付事務に係る次の各号の資料を、書面又は電磁的記録により、代理納付事務を実施した日の翌年度の 6 月 1 日から起算して当該各号に定める期間保存するものとする。
 - (1) クレジットカードの登録承認結果 10 年
 - (2) 代理納付を実施した上下水道料金に係る代理納付対象データ 10 年
 - (3) クレジットカードの有効性確認結果 7 年

(4) クレジットカードの支払承認結果 10年

4. 乙は、納付情報等を、納付情報等の紛失、き損、盗難又は他の目的への利用等の事故（以下「紛失等」という。）が発生しないように措置された保管場所に保管するとともに、当該納付情報等を運搬する場合においても紛失等が発生しないよう十分な措置を講じなければならない。

第14条（納付情報等の廃棄）

1. 乙は、前条第3項に規定する保存期間の経過により不要となった納付情報等を、廃棄するものとする。
2. 前項の規定による廃棄の方法は、切断、熔解、消磁等の復元が不可能な方法によらなければならない。

第15条（事故発生時の報告）

乙は、代理納付事務の履行にあたって事故が発生したとき又はやむを得ない事由により事故を回避することができないときは、甲に報告するものとする。

第16条（公表等）

甲及び乙は、本契約の締結の事実及び内容並びに本契約に基づく代理納付事務の履行に関して公表する場合は、公表の時期及び方法並びに公表の内容について両者で事前に協議した上で、これを行うものとする。

第17条（標章等の使用）

1. 甲及び乙は、相手方の名称、標章等を代理納付に係る広報等のために使用する場合には、事前に相手方の承諾を得なければならない。
2. 甲は、乙の提携会社の名称、標章等を広報等のために使用する場合には、乙を経由して事前に乙の提携会社の承諾を得なければならない。

第18条（届出事項の変更）

甲及び乙は、相手方に提出した連絡先に関する情報、利用料等の振込先に関する情報などの届出事項を変更する場合には、変更希望日の30営業日前までに書面をもって通知する。

第19条（報告及び検査）

1. 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、代理納付事務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2. 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、納付情報等の関係書類の提出を要求し、代理納付に関する乙の帳簿、書類その他の物件等の検査を行うことができる。
3. 甲は、前項の検査を行う場合には、その期日及び場所について当該検査を行う 1 か月前までに書面により乙に通知し、協議の上決定するものとする。
4. 第 2 項の検査に要する費用は、甲の負担とする。

第 20 条（経営状況の報告）

甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、財務諸表及び連結キャッシュフロー計算書により経営状況の報告を求めることができる。

第 21 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」という。）は、平成__年__月__日から平成__年__月__日までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、契約期間満了の 3 か月前までにいずれかの当事者より契約期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用される。

第 22 条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。
 - (1) 自己の責めに帰すべき理由により本契約に違反し、又は相手方に対する債務の全部若しくは一部を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正又は履行をしないとき
 - (2) 相手方の社会的信用を失墜させ、又はそのおそれがある行為をしたと合理的に判断されたとき
 - (3) 相手方、相手方の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいう。以下同じ）、重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ）であることが判明したとき又は相手方、相手方の特別利害関係者、重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
2. 前項の規定にかかわらず本契約を履行することが困難となったときは、甲及び乙は協

議の上、本契約を解除することができる。

第 23 条（損害賠償責任）

1. 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に直接損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
2. 甲と納入義務者との間の債権債務、代理納付対象データ及びそれらに基づく甲と納入義務者との紛議又は上下水道料金の返金等に関する甲とカード名義人との紛議については、理由の如何にかかわらず、甲の責任において処理し、乙は一切の責任を負わないものとする。

第 24 条（履行遅滞による延滞金等）

1. 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第 5 条第 4 項に規定する代理納付すべき日までに代理納付に係る金銭を払い込むことができない場合には、支払うべき日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額（同金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加算して、甲に納付しなければならない。
2. 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙に支払うべき日までに利用料等を払い込むことができない場合には、支払うべき日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、基準率の割合を乗じて計算した金額に相当する金額（同金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加算して、乙に支払わなければならない。

第 25 条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方の技術上又は営業上の情報であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約の契約期間中及び本契約終了後も厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

3. 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り、職員、役員及び従業員に開示することができるほか、弁護士又は税理士等の職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができる。ただし、第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならず、また当該第三者による秘密情報の取扱いについて開示者に対し一切の責任を負う。

第 26 条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、本契約の履行にあたり、又は本契約に関連して、個人情報等（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報並びにメールアドレス、通信ログ及びクッキー情報等をいう。以下同じ。）の取扱いが生じる場合、同法及び所管官庁のガイドライン並びに箕面市個人情報保護条例に従うとともに、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとする。

第 27 条（権利の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 28 条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めがない事項又は本契約に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図る。

第 29 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 箕面市西小路三丁目 1 番 8 号

箕面市上下水道企業管理者

出水善博

乙

代理納付システム利用料、登録処理料及び請求データ処理料に係る消費税等の計算は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 代理納付システム利用料 代理納付 1 件あたりの金額に消費税等を加算する。当該消費税等に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 登録処理料 当該月の 1 日から 15 日までに乙が受け付けた代理納付の件数及び 16 日から末日までに乙が受け付けた代理納付の申出の件数に基づき計算される各登録処理料に対して、それぞれ消費税等を加算する。当該消費税等に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 請求データ処理料 当該月の 1 日から 15 日までに乙が第 5 条第 3 項に定める所定の確認を行った甲請求データの件数及び 16 日から末日までに乙が第 5 条第 3 項に定める所定の確認を行った甲請求データの件数に基づき計算される各請求データ処理料に対して、それぞれ消費税等を加算する。当該消費税等に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(以下余白)